

今までの臼杵市防災のまちづくりの取り組みと今年度の予定

(今まで)

- 平成19年度 小中学校の耐震診断を実施
- 平成20年度～平成27年度 小中学校耐震補強工事を実施
- 平成21年度 臼杵庁舎・臼杵市中央公民館の耐震診断を実施
- 平成24年度 臼杵市概況分析を実施
防災士の養成開始
- 平成25年度 臼杵市消防庁舎（防災拠点施設）の整備
業務継続計画（BCP計画）作成（職員配布用マニュアル作成）
臼杵市地域防災計画策定
防災士の養成及び育成並びに地区防災組織の育成
臼杵市防災まちづくりの方針と計画を整理

(平成26年度の予定)

- 平成25年度までの取り組み成果を整理
- 防災まちづくり実践会議の設置及びシンポジウムの開催
- 避難行動計画の策定（各地区ごと）
- 公共施設の検討を実施
- 防災まちづくりの視点を加味した総合計画の策定

臼杵市 防災まちづくり 方針及び計画 (抜粋版)

平成26年3月
臼杵市

(概況分析・臼杵市地域防災計画・BCPより)

目 次

I. 臼杵市概況分析結果について	(抜粋)	1
II. 臼杵市地域防災計画について	(抜粋)	5
III. 業務継続計画（BCP）について	(抜粋)	20
IV. 平成25年版 職員配布用防災対策マニュアル		25
～市民の安全を守るために～	(抜粋)	
V. 拠点機能整備調査結果について	(抜粋)	26
VI. 地域での防災活動の実践状況		29
VII. 災害・防災に関する協定の締結状況について		31
参考資料：臼杵市地域防災委員会名簿		33

I．臼杵市概況分析結果について（抜粋）

1．地震津波災害への備えとしての課題

（P 1 5 8）

平成24年度に、防災構造物、防災構造（防災まちづくり）、防災体制の観点で、概況分析が実施された。臼杵市では、特に防災構造物と防災体制に解決すべき課題が大きいことが確認された。

南海トラフ巨大地震津波を想定した地震津波災害への備えとしての課題について、以下①～⑥に整理する。

①防災まちづくりの基本方針の策定

東日本大震災を契機として、津波被害を最小化するようなまちづくりが求められている。津波防災まちづくりは、被害を最小化するような多重防護（面的防護）の視点で進められるものであり、地域特性に応じて推進していく必要がある。例えば、臼杵市の中心市街地は、津波の収斂しやすい湾奥部に位置し、主要施設は道路や鉄道よりも海側に立地し、津波の進入路となりやすい河川や水路の存在など、多重防護しにくい構造でもある。

このため、今後は「推進計画」の策定に向け、これまでに推進してきた臼杵市のまちづくり・インフラ整備等の計画・プロジェクトと整合をはかりつつ、持続的に発展し得るまちづくりと防災まちづくりを両立させるための防災まちづくりの基本方針を明確にしていく必要がある。→平成25年度実施拠点機能明確化調査を行った結果、今後検討が必要。

②基幹施設のリスク回避

臼杵市役所（臼杵庁舎）は、津波災害リスクの高い立地条件にある。

大規模津波災害時には、たとえ庁舎が無傷であっても、職員は災害時対応に忙殺されることは容易に想定される。まして、庁舎が被災した場合には、本部体制の機能不全（広域激甚災害のため、情報処理能力がパンクし、機能不全に陥り、適切な救援・救助ができない状況となる）に陥るものと考えられる。

このため、当面の課題としては、臼杵市の行政機能のバックアップが重要であるが、二次災害の防止や、被災後の行政サービスの継続のためには、基幹施設のリスク回避（移転）が適切であり（例えば、岩手県大船渡市の事例）、移転先の確保が課題である。

なお、移転後の跡地利用については、多重防護の観点から、丘陵や防潮林を築造し、背後地の資産を防護するための防災公園としての整備が案として考えられる。

③防災構造物

防災構造物については、県の施設がほとんどである。

臼杵市としては、防災構造物の耐震点検の進捗状況を定期的に確認し、耐震点検及び耐震対策を推進するよう関係機関に働きかける必要がある。

現在、九州沿岸でも防護水準津波（設計津波：L1 津波）の設定が進められつつある。臼杵市としては、防災構造物の施設高について、防災・減災の観点から、必要堤防高を満足している

か確認しておく必要性が高い。今後、施設管理者は、これらの整備を計画的に実施していくことになる。このため、臼杵市としては、水防危険区域の見直しを含めたデータ更新等を行い、モニタリングしていくことが必要である。

- 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備
- 津波防護施設の整備（推進計画に位置づけて整備）

④防災構造

津波防災地域づくりに関する法律が施行され、国・県による浸水想定が公表される（ただし、大分県の浸水想定は厳密には同法に基づく最悪想定ではない）。今後、自治体においては「推進計画」を策定する必要がある。自治体による「推進計画」策定後の国・県の支援については、従来からの社会資本整備総合交付金の活用と、協定避難施設への税の優遇等が示されている。

⑤漂流物対策

臼杵市は造船業が盛んであり、また係留されている小型船舶も多い。想定地震津波災害時には、中心市街地に漂流物となって、流入してくることが想定される。

また、ガスについては、プロパンガスのため、津波氾濫時には容易に流失し、漂流物となることが想定される。

さらに、低平地の建造物は木造家屋の占める割合が大きいことが特徴である。

東日本大震災では、こうした漂流物が契機となり、津波火災が各所で発生した。津波火災により、一時避難場所としていた建物からの避難を余儀なくされた例も少なくない。

こうした臼杵市ならではの特性を踏まえ、防災まちづくりの観点から、漂流物対策について検討しておく必要がある。

⑥避難所・避難場所等

津波災害時の収容率を踏まえ、収容避難所における耐震化・耐浪化、あるいはリスク回避（移転）を決定し、推進する必要がある。

津波災害時の緊急避難場所については、収容すべき人員の検証の必要がある。また、急傾斜危険区域など土砂災害の危険がある箇所については、斜面防災対策を推進する必要がある。

特に、緊急時津波避難ビルについては、津波避難ビルとしての要件（耐震・耐浪性、耐火性）を検証するとともに、収容人員についても検証が必要である。

その他、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する施設についての配慮が課題となる。

⑦避難路

津波災害時の避難路については、できるだけ最短ルートで避難できるよう、また、建築物の倒壊等による障害とならないよう、安全な避難路整備が求められる。このため、避難路の整備を推進する必要がある。

現在、臼杵市では避難標識が概ね整備済みであるが、夜間の停電時にも円滑に避難できるよう避難ルートの夜間誘導対策が必要であると考えられる。

なお、主要市街地の避難路については、主要動線と平面交差する箇所が多い。主要市街地の主要動線は朝夕に渋滞するような街区構造となっており、災害時の停電により、信号機能が停

止する場合、渋滞による避難の遅れ、避難に伴う事故、怪我が想定される。このため、安全に円滑に避難できる避難動線の確保が課題である。

⑧水防計画の策定

水防計画は水防法に基づく法定計画である。臼杵市地域防災計画においても、風水害対策編にて、水防計画の位置づけが明記されている。

しかし、実態として、臼杵市水防計画には不明がある。特に、水防危険区域の設定については、実態を表現しているか検証の必要がある。

現在、降雨規模の増大、台風規模の増大に伴う高潮規模の増大について懸念されており、風水害への備えが喫緊の課題となっている。すなわち、風水害時に適切な対応を実施するためにも水防計画の策定が課題である。

2. 被害想定概要

(P 2 2)

①被害想定(臼杵) 臼杵市概況分析業務委託 報告書(平成 25 年 3 月 臼杵市)による被害想定結果は以下の通りである。

◆被害棟数：2,998 棟 木造倒壊棟数(全壊：1,961 棟、半壊 312 棟)
非木造倒壊棟数(大破：15 棟、中破：19 棟)
浸水棟数：691 棟

◆死傷者数：死者数：317 人、負傷者数：4 人、避難者数：3,089 人

【補足】

「大分県地震津波被害想定調査報告 報告書」(大分県 平成 25 年 3 月)との死傷者数の違いは、津波避難ビルの設定によるところが大きい。臼杵市では、昨年度までに津波避難ビルを多数指定しているが、“大分県地震津波被害想定”では、これらが反映されていないことが大きい。

ただし、“臼杵市概況分析”では、臼杵市における津波避難ビルの指定について、耐震性や耐浪性の検証に課題があること、津波避難ビルの収容人数を考慮していないこと、を指摘している。

②想定される被害状況

湾奥部に位置する臼杵地区は、臼杵市内において、最も甚大な被害(物的被害、人的被害)が想定される地区である。想定される津波浸水深は 4~5m の地区が卓越する。臼杵城による津波氾濫の抑制効果が確認されるが、中心市街地の多くは壊滅的な被害を受けることが想定される。

震度 6 弱の地震動により、一部建築物の倒壊破損、火災の発生が想定される。停電や断水が発生、情報の錯綜が想定される。信号機が機能しないため、交通渋滞が発生する。

地震発生雨後、約 50 分後には津波が到達。交通渋滞が発生している中、約 6m の津波が市街地を呑み込み、船舶、車両、建築物を巻き込み濁流となって陸域へ遡上する。避難が遅れた市民が濁流に吞まれる。

船舶や車両は建物に衝突し、家屋を押し流し、津波火災の発生源となり得る。津波火災により孤立建物の避難者の犠牲も発生。津波による押波と引波が交互に繰り返され、低地部を中心に壊滅的な被害を受ける。

(※多くの人々は地震の揺れがおさまってから避難の準備をして、避難を開始する。仮に地震動が10分継続し、避難準備に30分かかるとすると、避難有効時間は10分しかない。)

3. 留意事項について

◆避難困難地区

市役所周辺：湾奥部の埋立地であり、津波危険度も高い。臼杵小学校や臼杵庁舎が位置しているが、有効な避難施設が近傍にない。

避難動線の点からも有効な避難路、避難所の整備が必要である。

◆避難動線

主要動線は東西（沿岸）方向であり、南北（岸沖）方向の避難動線が弱い。

主要動線は朝夕に渋滞する街区構造である。津波災害時には、渋滞による避難の遅れ、避難に伴う事故、怪我が想定される。

【補足】

東日本大震災では6割程度が車で避難しており、市街地では渋滞のため、避難が遅れる状況が頻発した。臼杵市の街区構造から、市街地を中心に相当の渋滞が予想される。

◆津波氾濫流

市街地での津波氾濫は、自動車や流失家屋等、あらゆるものを呑み込み、その流体力、衝突力を増幅させ得る。津波氾濫流を抑制する防災構造物の整備。市役所や小学校等の施設は個別防護やリスク回避も視野に入れる必要がある。

◆災害対策本部をはじめとする中枢機能の喪失

市役所が被災した場合（電気、ガス、水道といったインフラ設備が無い状況等）、中枢機能の代替機能の確保やデータバックアップが必要。市役所業務の継続（市民サービスの提供）ができる体制をとっておく必要がある。

【補足】

災害対策本部の代替施設、復旧・復興の基地となる庁舎機能の確保が必要である。

Ⅱ．臼杵市地域防災計画について（抜粋）

本計画内で示されている被害想定について示す。

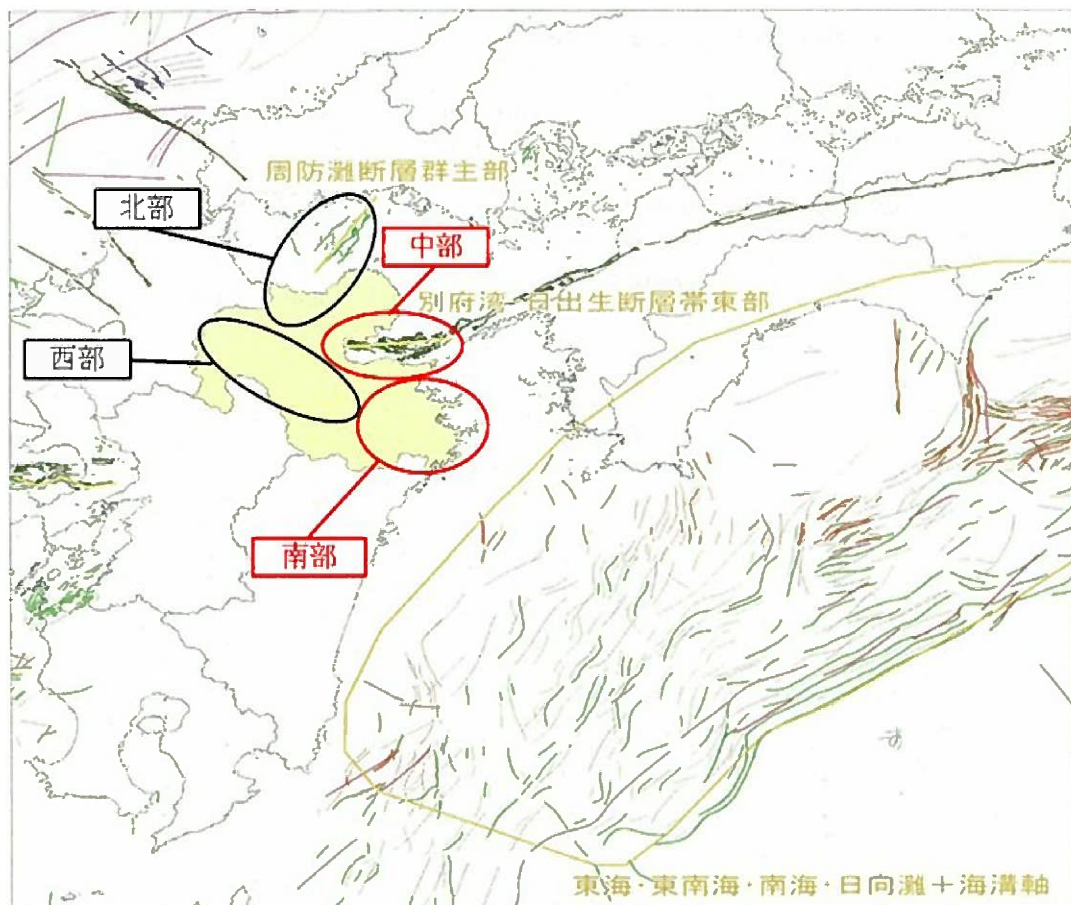
1．臼杵市の被害状況

（1）臼杵市の特性

（P 7）

臼杵市において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区分		主に影響を受ける地震の震源
南部地域	（海溝型）	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域	（海溝型）	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	（活断層型）	別府湾～日出生断層帯（別府湾断層帯、別府地溝北縁断層帯） 大分平野～湯布院断層帯（別府地溝南縁断層帯）



南海トラフ、日向灘周辺活断層図（応用地質（株）調査報告資料引用編集）



大分県内の活断層図（産業技術総合研究所活断層データベース図を引用編集）

2) 地震・津波想定

(P 17)

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震を受けて、本県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会（平成 24 年 4 月 30 日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成 24 年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査、阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成 19 年度大分県地震被害想定調査に基づき、次の地震・津波を想定する。

なお、防災・減災対策を推進するに当たっては、各地域において最大の被害が予測される地震・津波を対象とするが、津波被害のおそれがある沿岸市町村は、本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していくものとする。

①平成 24 年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査

1. 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への震源域の拡大。
平成 24 年 8 月 29 日に内閣府が公表したモデルケース 11)
2. 別府湾の地震（慶長豊後型地震）
3. 周防灘断層群（主部）

②平成 19 年度大分県地震被害想定調査

1. 別府地溝南縁断層帯
2. 崩平山－万年山地溝北縁断層帯
3. プレート内地震
4. 東南海・南海地震

3) 地震動

上記 1 の震源域から想定される地震動は次のとおりである。

対象地震等	最大震度	震度 6 弱以上が想定される地域
①－ 1	6 強	大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市
－ 2	7	大分市、別府市、臼杵市、竹田市、杵築市、宇佐市 豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
－ 3	6 弱	中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市
②－ 1	7	大分市、別府市、杵築市、宇佐市、由布市、日出町 九重町、玖珠町
－ 2	6 強	日田市、由布市、九重町、玖珠町
－ 3	6 強	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見、竹田市、杵 築市、豊後大野市、日出町
－ 4	5 強	－

4) 津波高及び津波到達時間等

平成 24 年度大分県津波浸水予測調査（以下「津波浸水調査」という。）に基づく津波高及び津波到達時間は次のとおりである。

津波高

市町村	地点名	南海トラフ巨大地震 (2012)内閣府モデルケース 11)			別府湾の地震 (慶長豊後型地震)			周防灘断層群（主部）		
		最大津波高 (地殻変動 前)① (T.P.m)	地殻変動量 ② (m)	最大津波高 (地殻変動後) ③ (①-②) (m)	最大津波高 (地殻変動 前)④ (T.P.m)	地殻変動量 ⑤ (m)	最大津波高 (地殻変動 後) ⑥ (④-⑤) (m)	最大津波高 (地殻変動 前)⑦ (T.P.m)	地殻変動 量 ⑧ (m)	最大津波高 (地殻変動 後) ⑨ (⑦-⑧) (m)
臼杵市	深江泊ケ内	3.55	△0.71	4.26	1.65	△0.05	1.70	1.11	△0.01	1.12
	臼杵川河口	5.12	△0.63	5.75	2.06	△0.11	2.17	1.24	△0.01	1.25

津波到達時間

市町村	地点	南海トラフ巨大地震 (2012)内閣府モデルケース 11)		別府湾の地震 (慶長豊後型地震)		周防灘断層群（主部）	
		1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高
臼杵市	深江泊ケ内	51 分	1 時間 06 分	—	1 時間 29 分	—	2 時間 13 分
	臼杵川河口	58 分	1 時間 05 分	2 時間 15 分	2 時間 16 分	—	2 時間 20 分

5) 防災対策の基準

津波シミュレーションにおける津波断層モデルの不確実性、計算誤差等を考慮して、津波浸水調査による浸水予測図を基準（原則として、堤防が機能しないとした場合の 3 つの地震に係る浸水予測図を重ね合わせた最大のもの）に、各市町村において設定する津波避難対策等の基準は次のとおりである。

市町村名	対象地震	対象地域	水平避難		垂直避難		【参考】平成 23 年度地震・津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準 (m)
			市町村	県 (堤防が機能しない場合)	市町村	県 (最大浸水深) (m)	
臼杵市	南海トラフ	(海拔 10m 以下地域) 深江地区、上浦地区、中央地区、南部地区、市浜地区、下南地区、南都留地区、上北地区、下北地区、海辺地区、下ノ江地区、佐志生地区	海拔 10m 以上	「大分県津波浸水予測調査の浸水予測図（確定値）」による浸水域を基準とする。	海拔 10m 以上	深江地区 海拔 5m 以上 臼杵川河口 海拔 6m 以上	海拔 10m 以上
大分市	南海トラフ別府湾	大分市全域	海拔 10m 以上 ※海拔 10m 以上の避難場所の確保が困難な地域については、津波の浸水想定を勘案しながら、避難場所の確保に努めていく。	なお、それ以上に内陸側に広く設定することができる。	海拔 10m 以上	田ノ浦～豊海 海拔 7m 以上 大野川 海拔 8m 以上 佐賀関港 海拔 4m 以上 佐賀関西町 海拔 9m 以上 上浦漁港 海拔 6m 以上	海拔 10m 以上

(3) 被害想定

(P 19)

1) 臼杵市において被害が最大となるケース

- 南海トラフ Case11 陸側：南海トラフ巨大地震津波（最大震度 6 強・最大津波高 6m）
- 冬・朝 5 時（阪神・淡路大震災と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）

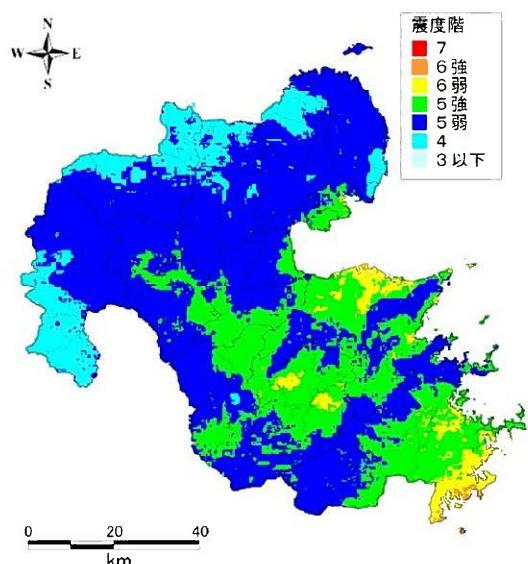


図1 震度分布

(南海トラフ Case11)

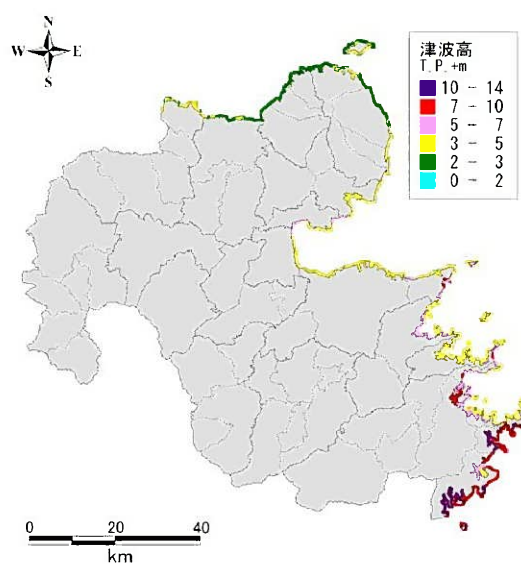


図2 最大津波高分布

(南海トラフ Case11)

※「大分県地震津波被害想定調査」（平成 24 年度）

表 1 解析結果（最大津波高と到達時間：臼杵市）

ケース番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
最大津波波高 (m)	6	6	6	6	7	6	6	6	5	6	7
到達時間											
+1m (分)	53	52	52	53	51	53	52	52	53	54	51
+3m (分)	61	60	60	58	58	61	60	60	62	60	58
+5m (分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+10m (分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+20m (分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（内閣府 平成 24 年 8 月）

想定する地震・津波に対して、「平成 24 年度大分県地震津波被害想定調査」に基づき予測される被害は次のとおりであり、各地域の実情に応じて被害を想定する。

この場合、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた減災アクションプランを策定し、進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

表7 臼杵市の被害想定 (平成25年度臼杵市地域防災計画総則による想定)

夜間人口（人）				43,400			
昼間人口（人）				41,100			
面積（km ² ）				291.06			
最大となる震度（プレート内地震）				6弱			
最大津波高（中央防災会議 H24.8.29）				6 m			
最大津波高（平成 24 年度 大分県津波浸水予測調査）				T. P. +10m			
建物棟数			木造		25,000		
			非木造		4,600		
原因別建物 全半壊棟数	南海トラフ	ゆれ		全壊	127	半壊	447
		液状化		全壊	140	半壊	211
		急傾斜地崩壊		全壊	1	半壊	—
		津波による被害		全壊	4,172	半壊	4,206
	別府湾の地震	ゆれ		全壊	20	半壊	111
		液状化		全壊	95	半壊	147
		急傾斜地崩壊		全壊	0	半壊	—
		津波による被害		全壊	6	半壊	437
火災	出火件数			—			
	焼失面積（km ² ）			—			
	棟 焼 数 失	倒壊建物を	含む	—			
			含まない	—			
人的被害	死者	南海トラフの津波による死者数（人） （南海トラフ、別府湾の地震の最大値、以下同じ）			3,968		
		別府湾の地震による津波（人）			19		
		急傾斜地崩壊（人）			0		
		火災（人）			1		
		ブロック塀等（人）			0		
	負傷者	南海トラフの津波（人）			514		
		別府湾の地震による津波（人）			41		
		うち重傷者	南海トラフ津波（人）		175		
			別府湾の地震による津波		19		
避難所生活者数	1日後	南海トラフ	避難所（人）		6,688		
			避難所外（人）		3,601		
		別府湾地震	避難所（人）		473		
			避難所外（人）		254		
	1週間後	南海トラフ	避難所（人）		6,609		
			避難所外（人）		3,563		
		別府湾地震	避難所（人）		453		
			避難所外（人）		245		
	1ヶ月後	南海トラフ	避難所（人）		6,561		
			避難所外（人）		3,533		
別府湾地震		避難所（人）		449			
		避難所外（人）		242			
帰宅困難者			県内で帰宅困難（人）		3,016		
			県外から帰宅困難（人）		59		
要救助者数				—			
孤立集落の発生箇所数（箇所）				—			
長期的住機能支障 応急仮設住宅（世帯）				627			
仮設トイレ需要量（人数 3,677 人）（基）				66			
震災廃棄物（トン）				293,961			

2. 臼杵庁舎周辺および庁舎の被害状況

(1) 庁舎周辺の被害状況

(P 2 6)

臼杵庁舎を含む周辺低地部は、海岸沿いの埋立地に立地しており、津波による被災危険度が高い。

臼杵市の中心市街地では、避難導線が狭く、木造家屋が密集しており、地震動による建物の倒壊、火災の発生が懸念される結果が得られている。また、地震発生後、約 50 分後に津波が到達することが想定されているが、津波の到達区域では、津波氾濫流により、ほとんどの建物が倒壊することが想定される。

(2) 庁舎における被害状況

(P 2 4)

臼杵庁舎においては、耐震診断結果より、想定される地震動（震度 6 強）では、中破～大破・倒壊の危険が否定できない状況にある。ただし、東日本大震災に見られたように、地震動の周期によっては、建物の倒壊を免れる場合もある。臼杵庁舎は、V 字型の臼杵湾奥部の海岸沿いに立地しており、地震動による倒壊を免れた場合でも、津波のせり上がりもあり、相当程度の衝撃力・流体力を受けることが想定される。

臼杵庁舎における地震津波災害における想定浸水深は 3.8m、これに伴う津波のせり上がりは、9.5m を想定した（津波せり上がり高を浸水深の 2.5 倍と想定した）。この場合、臼杵庁舎 3 階まで、津波による直接の浸水が発生する。津波氾濫流は窓ガラスを破り、相当程度の流速で建物内に流入し、OA 機器や什器類が流失する状況が想定される。

なお、臼杵市では、造船業が盛んであり、かつ、漁船等の係留船舶も多い。東日本大震災でも見られたように、湾奥部に船舶等が漂流、集積し、庁舎近傍で津波火災が発生することも想定される。

発災条件の設定は、冬・朝 5:00 であるため、庁舎内に職員はほとんど居ないものと推定されるが、発災を機に、庁舎に職員が集合した場合、生命の危機に晒されることが容易に推測される状況となる。

① 臼杵庁舎の被害状況の想定

市の業務が外部条件によって受ける制約をさらに把握すること等を目的として、臼杵庁舎等の対象施設の被害状況を把握する。想定する被害としては対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害等とする。

臼杵庁舎等の対象施設の被害状況の想定は、次表のとおりである。

表 8 臼杵庁舎等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定（復旧予想）
市庁舎等	○臼杵庁舎、消防本部及び支所所在地の予測震度は、震度 5 強と想定される。 ○臼杵庁舎は海岸沿いにあり、津波被災の危険が高い。津波のせり上がりの影響を受ける位置にあるため、3 階まで浸水する危険があり、使用不能となる重大な被害、損壊が生じるものと想定する。（※津波火災の危険も高い。）
執務空間	○臼杵庁舎は震度 5 強の揺れが予測され、執務室内は、書棚の書籍等が落下し、固定されていないオフィス什器の転倒・落下、ガラスの破損・飛散が発生。（※津波被害が無い場合でも、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となる。） ○臼杵庁舎では、津波浸水深 3.8m が予測されるが、津波によるせり上がりのため、3 階まで浸水し、執務室内の物品が流失する。また、感電の危険も発生する。長期にわたり、臼杵庁舎の執務室は使用再開できないものと想定する。
電力	○商用電力は、発災後 12 時間程度は外部からの電源供給はないと想定される。 ○臼杵庁舎付近では津波による甚大な被害が想定されるため、長期にわたり、電源供給はないと想定される。
電話	○一般の電話・FAX は、輻輳により少なくとも数日間は、つながりにくい状況が継続する。
県防災通信システム	○地上系については、公衆回線の断裂、衛星系については設備の被災により利用不能となる可能性がある。
情報システム	○発災直後は情報システムが使用できない。電力が回復する 12 時間以降に順次復旧する。ただし、臼杵庁舎ではシステム自体が津波により物理的に破壊されることが想定される。
エレベーター	○エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。 ○発災後 12 時間程度は、外部からの電源供給はない。
空調	○停電時には、空調機器は使用不可となる。 ○発災後 12 時間程度は、外部からの電源供給はない。
水洗トイレ	○停電・断水時は、利用できなくなる。
職員	○平日昼間：職員の負傷の可能性はある。 ○休日又は夜間：本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関の途絶等で参集できない職員が出る。

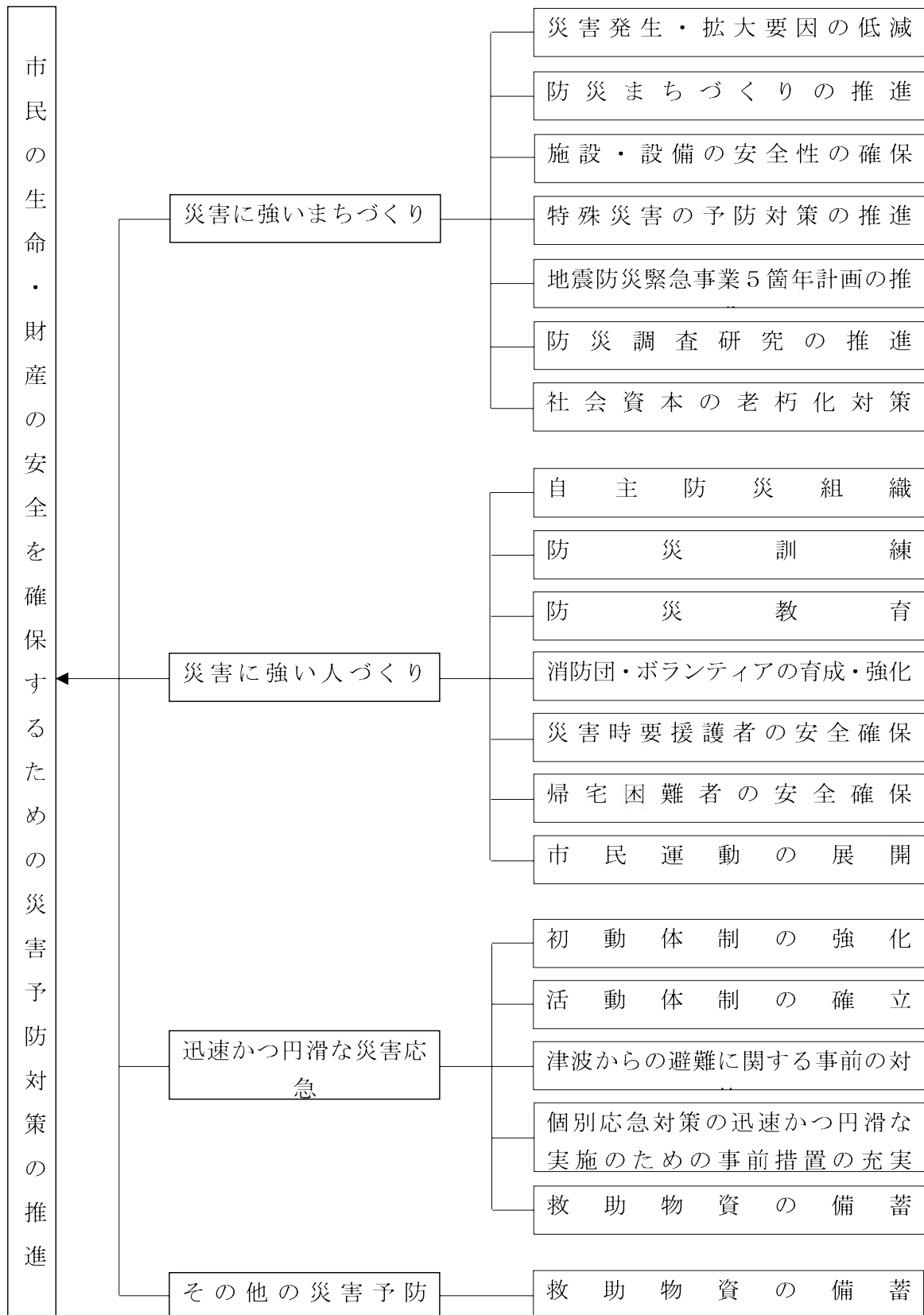
②防災対策の検討

（実施方針）

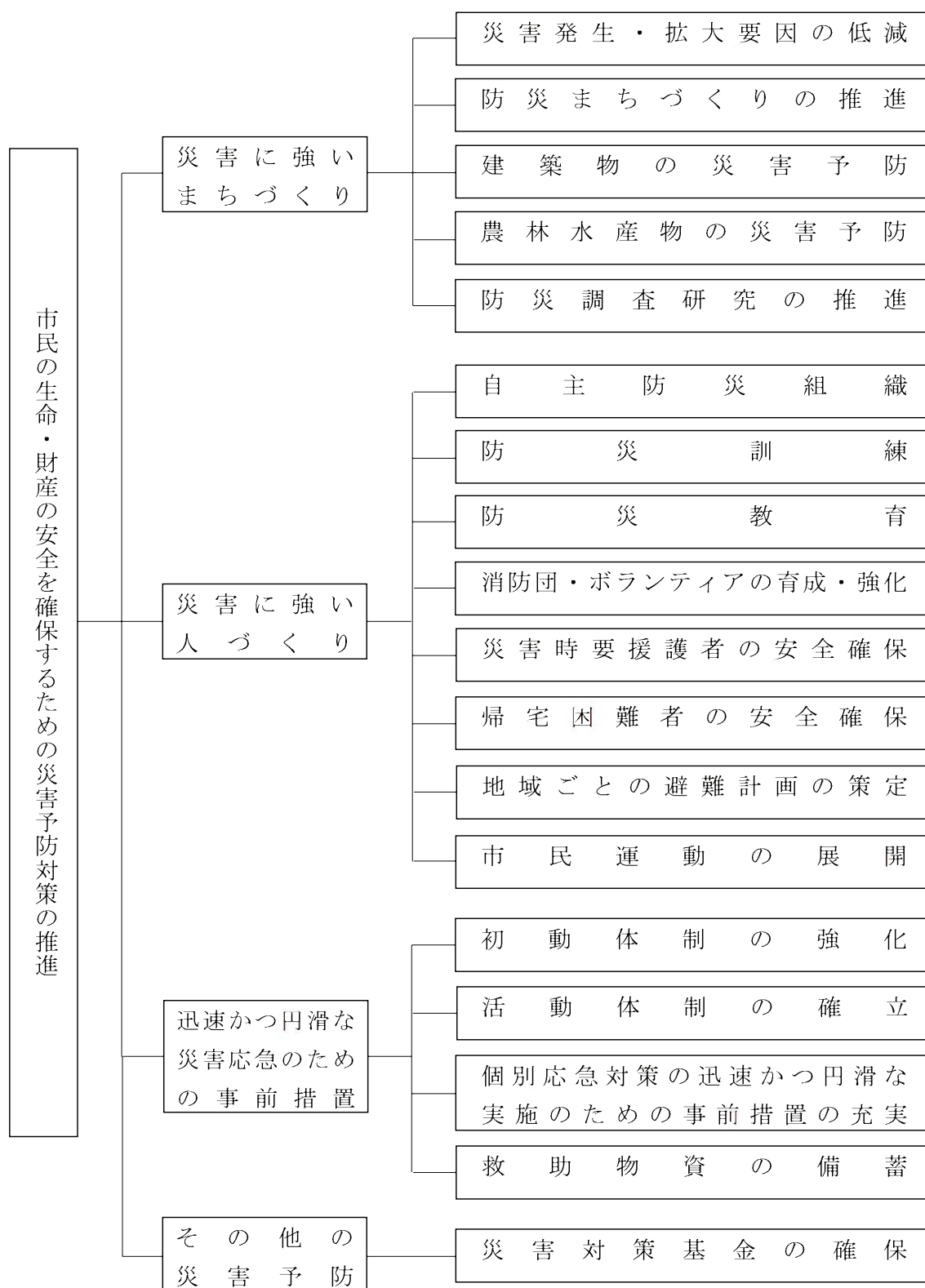
主要な代替連絡拠点としては、消防庁舎と野津庁舎が想定される。

想定災害発生時には、臼杵庁舎（本庁）周辺は甚大な被害の発生が想定されるが、平常時に本庁で働く職員の多くが、発災時に野津庁舎へ配置されて対応することは考えにくい。このため、主要代替連絡拠点としては消防庁舎を想定する。ただし、職員配置に留意する。

○災害予防計画の体系
(地震・津波対策編)

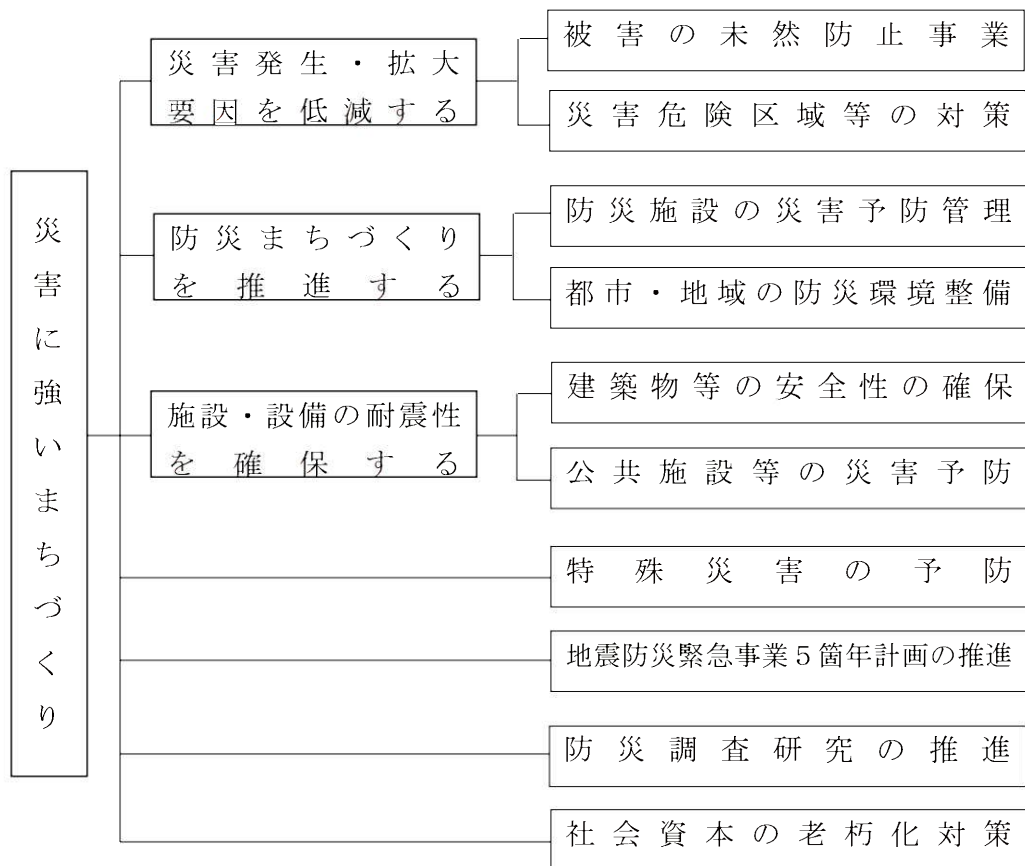


(風水害対策編)

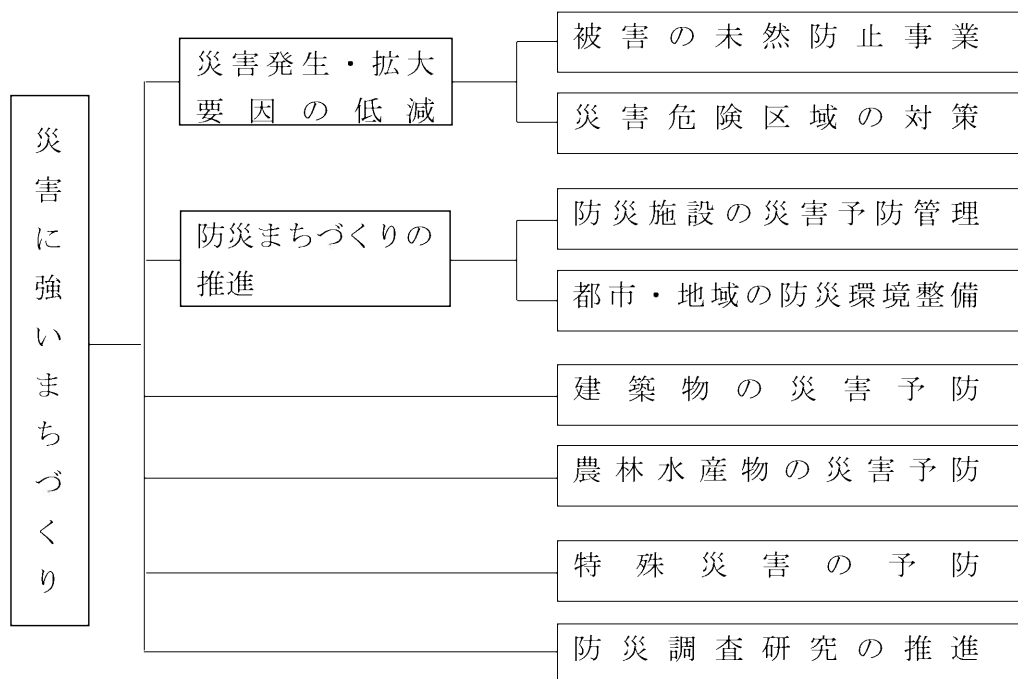


○災害に強いまちづくりの体系図
(地震・津波対策編)

(P 3 9)



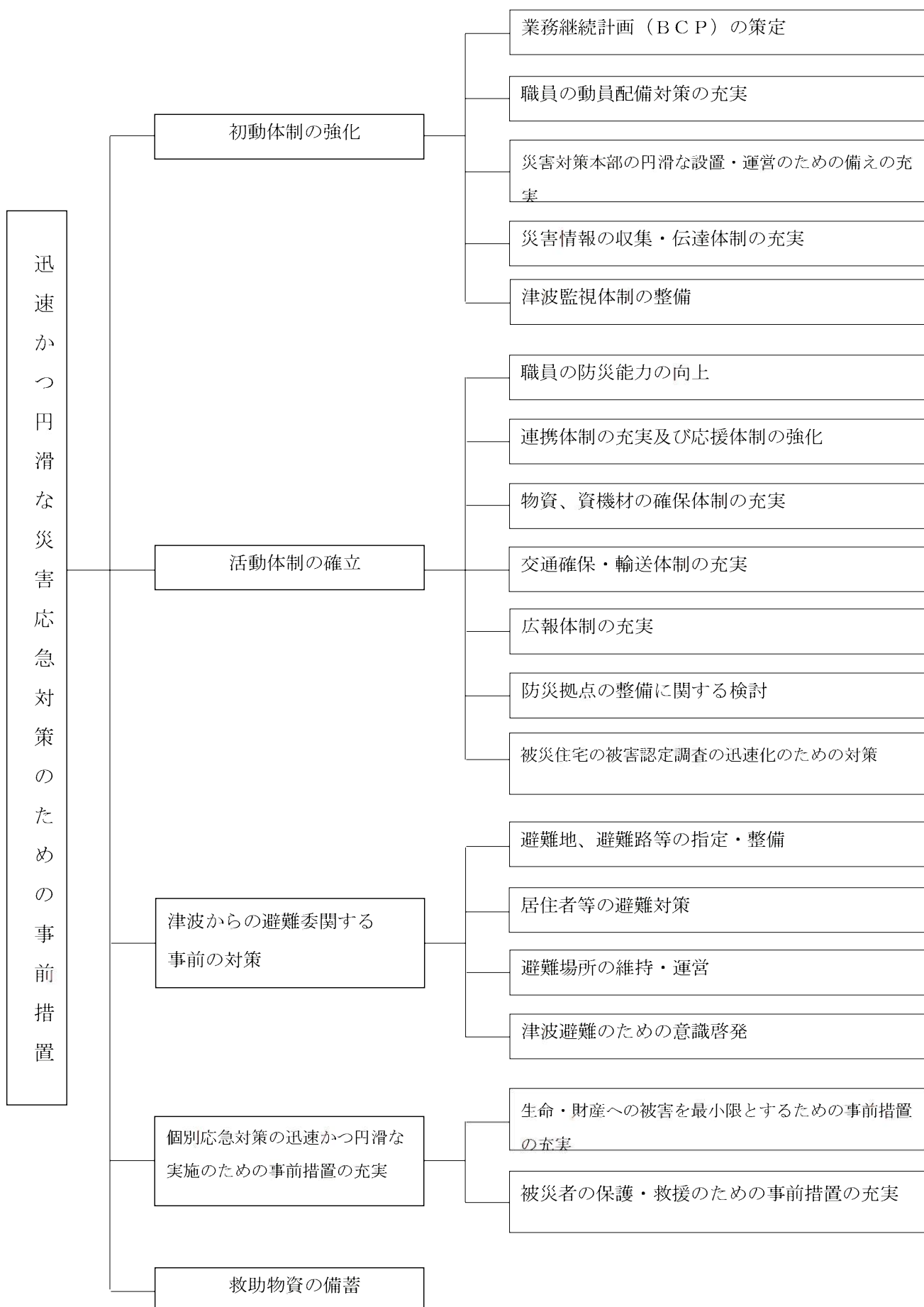
(風水害対策編)

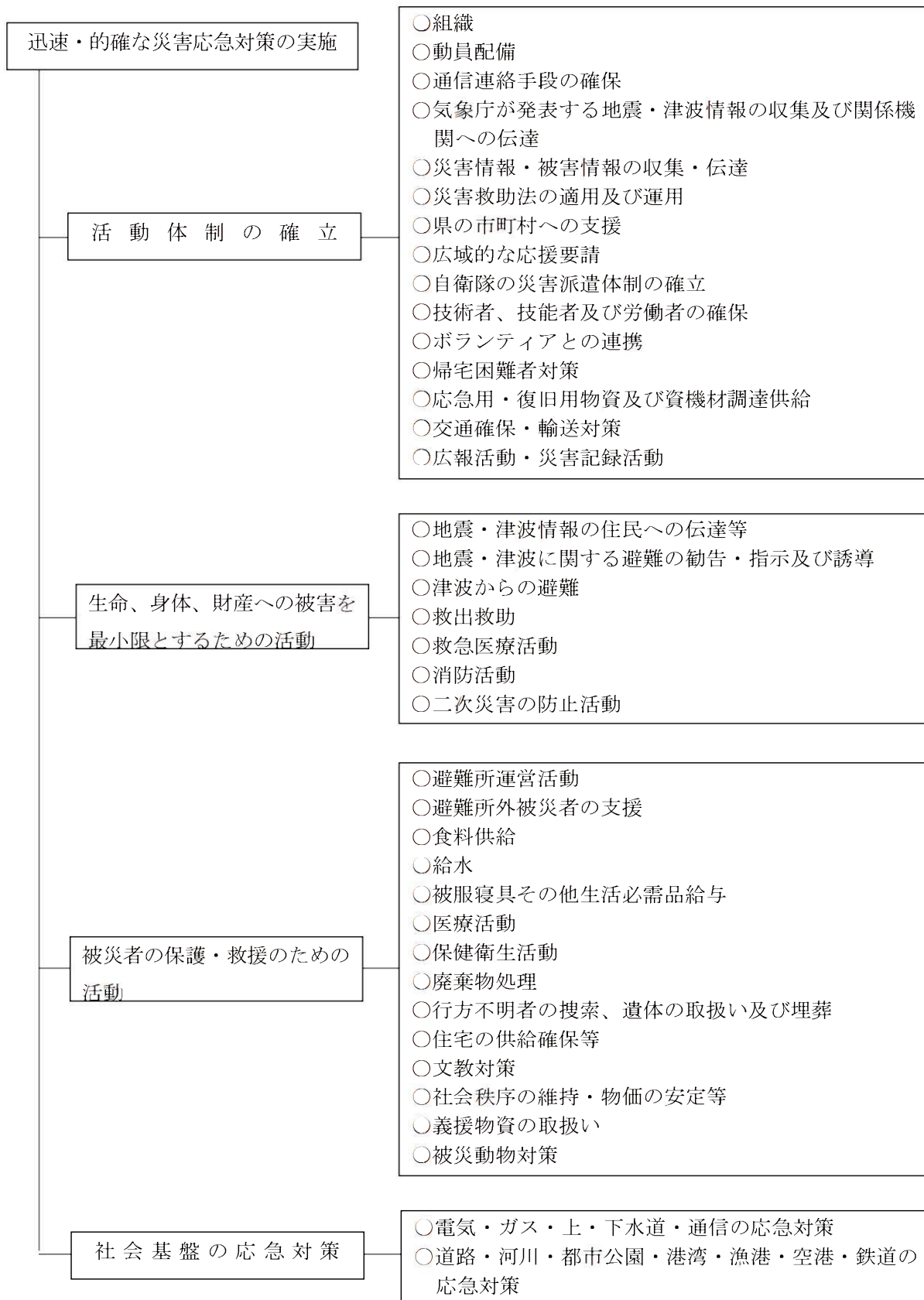




○迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の体系

(P 4 3)





Ⅲ. 業務継続計画（BCP）について （抜粋）

（P 1 4 4）

（1）業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

業務継続計画を策定することによって、様々な制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとに必要な措置を講じることにより、次図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

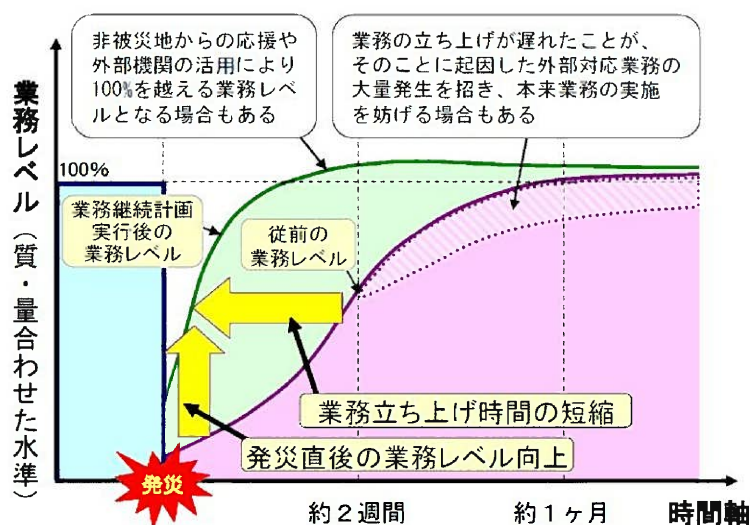


図4 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

※「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」（内閣府・H22.4）

（2）非常時優先業務とは

大規模災害時であっても優先して実施すべき業務。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

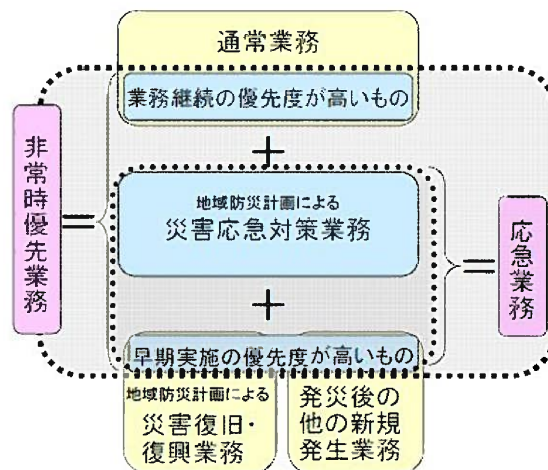


図5 非常時優先業務のイメージ

(3) 業務継続計画と地域防災計画の関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて策定される防災計画である。地域防災計画は、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。

しかし、過去の災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられた。したがって、地域防災計画に定められた業務を広域激甚災害時にも円滑に実施するためには、自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制を整えておくことが必要である。業務継続計画の必要性の一つは、地域防災計画の策定過程において必ずしも検討されていない、自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ検討しておくことにある。

また、地方公共団体は、平常時から住民への公共サービスの提供を担っているが、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が含まれている。したがって、広域激甚災害時に優先的に継続すべき通常業務の特定及びその執行体制についても、応急業務と併せて、あらかじめ検討しておく必要がある。しかし、災害対策基本法に基づく地域防災計画は、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅していない。業務継続計画の必要性のもう一つの大きな理由は、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた地方公共団体の業務継続体制を検討しておくことにある。

すなわち、広域激甚災害時の業務継続体制を整えておくことが業務継続計画を策定することの目的である。既存の地域防災計画やマニュアル等により、既に業務継続体制が整えられている場合には、改めて業務継続計画という名称の計画を策定する必要はなく、その運用・改善を重視すべきであり、計画の策定が目的化しないようにすることが重要である。

ポイント：BCPは、地域防災計画の補完であり、年度ごとの変化・修正を行うもの

表 1 2 地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の主旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

※「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第 1 版【解説】」（内閣府・H22.4）

【BCPの基本的な考え方】

（P 1 5 0）

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

表 1 5 業務開始目標時間別の業務の選定基準表

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
① 3 時間以内	・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助・救急の開始 ・ 避難所の開設	a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
② 1 日以内	・ 応急活動（救助・救急以外）の開始 ・ 避難生活支援の開始	a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上

	・ 重大な行事の手続き	下水道、交通等) c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
③ 3日以内	・ 被災者への支援の開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復	a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等） c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） d. 業務システムの再開等に係る業務
④ 2週間以内	・ 復旧・復興に係る業務の本格化 ・ 窓口行政機能の回復	a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
⑤ 1ヶ月以内	・ その他の行政機能の回復	a. その他の業務

※非常時優先業務（活動体制、情報通信、広報、応援要請、災害救助法、救助・救急活動、二次災害防止、医療、保健衛生・防疫、交通・輸送、避難収容、住宅・建築、ライフライン、経済・産業、文化・教育）（総務、財政、税務、会計、生活、福祉、保健衛生、教育・文化、選挙管理、議会事務）の時間別一覧表もあり。

（４）災害発生時の職員安全対策の実施状況について調査分析・評価

１）安全対策・備蓄状況等

建物・設備：臼杵庁舎等の建物・設備について、想定災害に対する耐震性が十分でないことが確認された。また、『臼杵市概況分析調査委託 報告書』（平成25年3月）より、耐浪性、耐水性についても期待できないことが確認されている。

耐震基準を基にした安全対策については、ほとんどとられていないことが確認された。また、天井落下、書棚・ロッカー等の什器転倒防止についてもほとんどとられていない。

臼杵庁舎等の建物・設備においては、耐震性、耐浪性、耐水性が十分でない。二次災害防止のための安全ルールはなく、職員用の備蓄もない。また、避難訓練は実施されているものの、救出資材としての備蓄はない状況にある。

以上のことから、庁舎としての安全対策は極めて脆弱であることが確認された。

2) 避難・誘導方法

臼杵庁舎においては、想定災害時に安全圏までの徒歩での避難が困難であるとの認識から、直近の高台である臼杵公園へ避難・誘導することとしている。（「臼杵市防災対策マニュアル」平成 25 年）

臼杵公園への避難路については、平成 24 年度までに整備済みであるが、避難後の移動、特に職員参集先である消防庁舎（新消防庁舎）への移動に課題があると考えられる。

このようなことから、避難先である臼杵公園には救出資材等や非常食等を備蓄しておくことがのぞましいと捉えられた。

なお、避難方法については、徒歩、自転車、バイクが挙げられているが、回答にややばらつきがある。

3) 閉じ込め、下敷き等の救出用資材の配置状況

庁舎内には、救出資材の備蓄はほとんどない結果が確認された。

想定災害発生時には、臼杵庁舎では、迅速な避難が要求される。一方、建物の耐震性や什器の転倒対策が十分でない。このため、建物の破損や什器の転倒等による閉じ込めが発生した場合に、早期に脱出できるよう、転倒防止等の事前対策が重要であることはもちろんであるが、救出資材の配置にも課題がある。

4) 危機管理意識等

臼杵庁舎における地震津波災害時の危険は、市職員に認識されている反面、庁舎における災害時を想定した落下・什器転倒防止などの安全対策や、職員用の物資の備蓄、救援物資はほとんどないことが確認された。

5) リスク回避・低減の対策

このための対策としては、以下が想定される。

ただし、現段階では、これ以上の言及はしないものとした。

リスク回避：リスクを保有できないものとして回避するパターン

臼杵市においては、臼杵庁舎の移転が該当する。

なお、消防庁舎の移転により、消防庁舎はリスクを回避した実績がある。

リスク低減：何らかの対策によりリスクを低減させるパターン

臼杵市においては、臼杵庁舎の耐震補強、耐浪化、耐水化が該当する。

ただし、想定災害発生時における庁舎周辺の被害状況に留意する必要がある。

リスク受忍：仕方ないとして我慢するパターン

想定されない災害に対しては通用するが、想定災害には通用しない状況にある。

(拔粹)

災害対策体制について、災害区分（風水害、台風、地震、津波）に応じて、レベル1からレベル6までの具体的な対応、組織、連絡体制について整理される実践的な内容となっている。連絡先の明記や、災害シナリオを想定した具体的な行動手順が整理されている。また、最低限守るべき行動規範については、簡潔に視覚的に作成されている。



項目	内 容	頁
第2章 日本と中国の政治・経済関係	1. 中国の政治体制と政治制度の概要	1
	2. 中国の経済体制と経済制度の概要	2
	3. 中国の政治・経済関係の現状	3
	4. 中国の政治・経済関係の将来展望	4
	5. 中国の政治・経済関係の課題	5
	6. 中国の政治・経済関係の発展	6
	7. 中国の政治・経済関係の改革	7
	8. 中国の政治・経済関係の開放	8
	9. 中国の政治・経済関係の協力	9
	10. 中国の政治・経済関係の交流	10
第3章 日本と中国の文化・社会関係	1. 中国の文化・社会の概要	11
	2. 中国の文化・社会の発展	12
	3. 中国の文化・社会の改革	13
	4. 中国の文化・社会の開放	14
	5. 中国の文化・社会の協力	15
	6. 中国の文化・社会の交流	16
	7. 中国の文化・社会の発展	17
	8. 中国の文化・社会の改革	18
	9. 中国の文化・社会の開放	19
	10. 中国の文化・社会の協力	20
第4章 日本と中国の教育・科学関係	1. 中国の教育・科学の概要	21
	2. 中国の教育・科学の発展	22
	3. 中国の教育・科学の改革	23
	4. 中国の教育・科学の開放	24
	5. 中国の教育・科学の協力	25
	6. 中国の教育・科学の交流	26
	7. 中国の教育・科学の発展	27
	8. 中国の教育・科学の改革	28
	9. 中国の教育・科学の開放	29
	10. 中国の教育・科学の協力	30

[illegible]

- 24 -

V. 拠点機能整備調査結果について (抜粋)

(P 1 5 5)

1. 庁舎が持つべき機能

庁舎機能の分類			定 義
行政運営の基礎的な機能	執務機能	施策形成・評価機能	市政の各課題に対する施策の形成や事業の評価をする機能
		内部管理機能	人事、財政、市有物、各種会議、計画等の管理等を行う機能
		関係機関等連携機能 (広域行政機能)	市政運営において関係機関等との連携を担う機能
		定住促進機能	定住や移住等の推進に関わる機能
		自治・コミュニティ形成機能	自治や地域コミュニティの形成、活動促進を行う機能
		社会生活基盤形成機能	市民生活の維持向上を図るための生活インフラを整備、維持、管理する機能
		教育行政機能	幼稚園、小・中学校における教育に関わる機能、社会教育全般に関わる機能
		農林水産業推進機能	農林水産業の推進に関わる機能
		商工業推進機能	企業立地や商店街の活性化等、商工業の推進に関わる機能
	窓口相談機能	市民サービス機能	市民を対象に、各種申請・届出の受付や相談等を行う機能
		事業者サービス機能	事業者を対象に、各種申請・届出の受付や相談等を行う機能
	議会機能		議会や委員会の開催、議会運営等に関する業務を行う機能
	防災機能	防災・安全安心機能	災害予防、災害応急対策、災害復旧、減災対策、市民の安全安心、耐震性・避難路等の確保に関わる機能
		防災・減災教育機能	避難訓練・防災教育に関する機能
	交流機能	情報サービス・広報広聴機能	市政情報等を広く市民等に広報する機能、広く市民の意見を聴く機能
		観光・交流機能	観光や交流を促進する機能
付加的機能	会議室機能		会議・打合せ・協議等のための機能（会議室）
	情報発信機能		市政情報をマスコミに提供するための機能（記者室）
	福利厚生機能		職員の福利厚生や来庁者の利便性向上を図るための機能（売店・トイレ・休憩ラウンジ）
	金融機能		来庁者の利便性向上を図るための機能（銀行出張窓口）
	証明書発行機能		証明書を発行するための機能（法務局証明書発行窓口）
公共施設機能	生活支援機能		市民の生活を支援する機能（消費生活センター、相談室）
	交流促進機能		市民の交流を促進する機能（市民ホール）
	防災拠点機能		災害時の司令塔としての災害対策本部の設置等災害復旧を指示する機能

2. 臼杵庁舎の耐震診断結果からみる現状

(耐震診断の状況)

(P 2 3)

庁舎の築年と耐震診断の実施状況

- 臼杵庁舎：昭和 49 年築、平成 21 年耐震診断実施
- 野津庁舎（新館）：平成 2 年築、耐震基準を満足
- 野津庁舎（旧館）：昭和 37 年築、耐震診断未実施
- 臼杵消防庁舎：平成 24 年築、耐震基準を満足

(臼杵庁舎における平成 2 1 年度耐震診断結果の概要)

以下の結果から、耐震性に疑問があり、想定災害時には倒壊または大破の危険が懸念される。

臼杵庁舎（東棟）においては、Is 値の最も低い所で 0.41、最も高い所で 1.09

臼杵庁舎（西棟）においては、Is 値の最も低い所で 0.36、最も高い所で 2.05

※ 2 階 3 階が安全との評価があるが、土台となる 1 階の耐震性に疑問があるため、倒壊または大破の危険とされる。

(備考) Is 値 (Seismic Index of Structure : 耐震指標)

旧基準の建物は、設計法が現在と異なるため、耐震診断では、耐震指標 (Is 値) が導入される。既往の地震被害の研究から Is 値は 0.6 以上あれば安全と判定され、耐震改修促進法等では、耐震指標の判定基準を 0.6 以上としている。

- Is 値が 0.6 を上回れば被害は、概ね小破以下。
- Is 値が 0.4 から 0.6 の建物では多くの建物に中破以上の被害
- Is 値が 0.4 以下の建物の多くは倒壊または大破

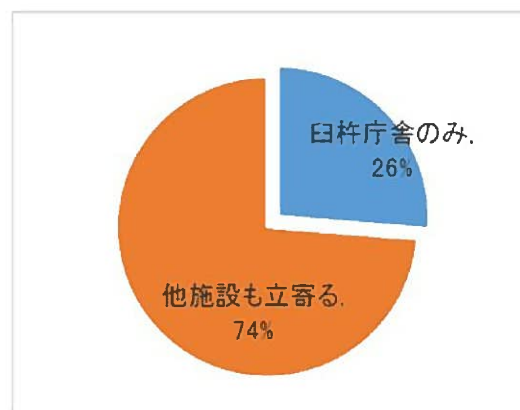
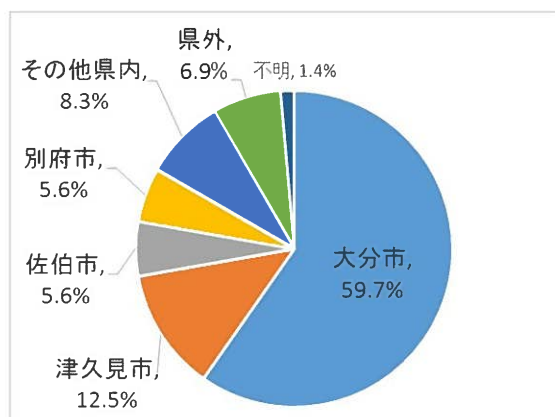
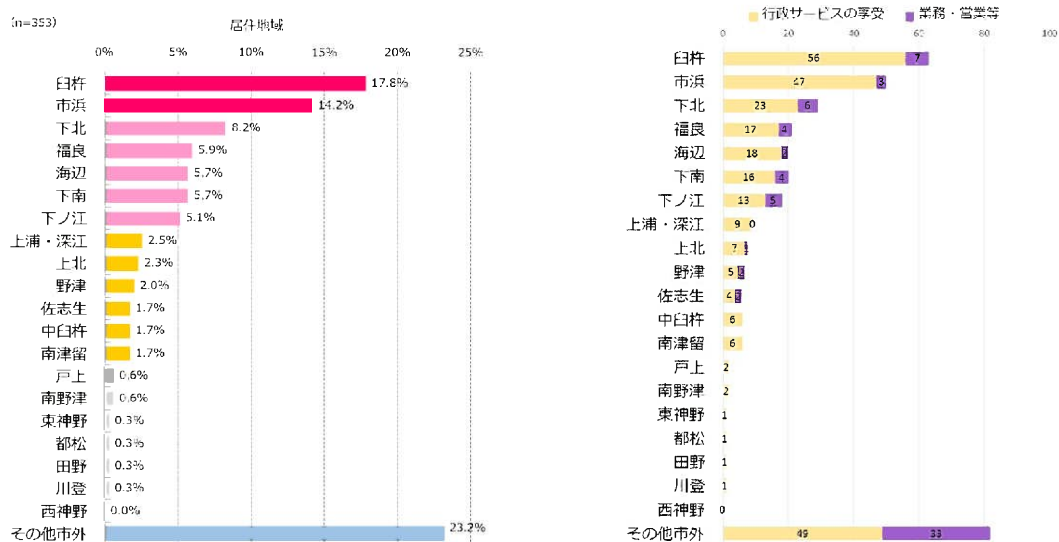
臼杵市耐震診断では、構造耐震判定指標値 $I_{so}=0.66$ として判定

2. まちづくりと公共施設のあり方

(P 1 5 7)

臼杵市はこれまで城下町のまちのこしを中心としたまちづくりを行ってきました。臼杵庁舎はまちづくりの中心的な役割を果たす拠点として、市民生活を守り支えてきました。この間、郊外と言われていた地域へ大型店舗の進出が進み、地区ごとの人口構成も変化してきたことにより、生活の基盤整備についても郊外地域部がめまぐるしく発展してきました。東九州自動車道の開通によりインターチェンジができたことから、交通網に変化が現れました。最も人口が多く商業地域として臼杵の中心部であったまち部の、人口流出も顕著となってきました。このような生活構造の変化の中での臼杵庁舎の役割を再度明確にすると共に、東日本大震災の教訓を基に防災の観点を加味したまちづくりを考えた場合の臼杵庁舎のあり方を明確にする時期であるといえます。

平成25年度の拠点機能明確化調査による、臼杵庁舎利用者の特性をみますと、来庁者のうち、約9割が自家用車で来庁しており、また約8割が市内からの利用者となっています。



今後、「都市構造への影響」、「市街地の成り立ちへの影響」、「上位・関連計画との整合」、「災害からの復旧・復興の効率性」、「整備に係る期間やコスト」等、庁舎機能について多面的な側面からの検証が必要です。

VI. 地域での防災活動の実践状況

(P 1 6 2)

1. 自主防災会結成順一覧表

(臼杵地域)

行政区数：1 7 4

組織数：1 6 5

結成率：9 4. 8 %

(野津地域)

行政区数：1 3 2

組織数：9 9

結成率：7 5. 0 %

2. 防災士の養成

○取得年度別人数			○男女別						
取得年度	人数		性別	人数					
平成21年度	6		男	365					
平成22年度	1		女	79					
平成23年度	20			444					
平成24年度	378								
平成25年度	39								
合計	444								
○居住地区×所属(全体)									
地区名	人数	内訳							
		地区	事業所	市職員	小学校教員	中学校教員	消防職員	消防OB	
中央	50	32	7	4	4	1	0	2	
南部	21	16	3	0	0	2	0	0	
市浜	80	56	7	5	4	0	3	5	
下南	57	46	4	2	1	0	1	3	
上浦	12	9	1	0	0	0	0	2	
深江	8	7	0	1	0	0	0	0	
海辺	28	22	2	0	2	0	0	2	
佐志生	18	14	0	2	0	2	0	0	
下ノ江	25	21	3	0	0	0	0	1	
下北	34	23	2	2	2	1	1	3	
上北	15	13	1	1	0	0	0	0	
中臼杵	14	13	0	0	0	0	0	1	
南津留	8	7	0	1	0	0	0	0	
野津	22	17	0	3	1	0	1	0	
都松	8	8	0	0	0	0	0	0	
田野	9	1	2	0	1	0	1	4	
川登	5	3	0	0	0	0	2	0	
南野津	8	5	0	1	0	0	0	2	
戸上	3	1	0	0	2	0	0	0	
市外	19	0	14	0	2	3	0	0	
合計	444	314	46	22	19	9	9	25	

3. 平成 25 年度防災士スキルアップ研修：7 1 回

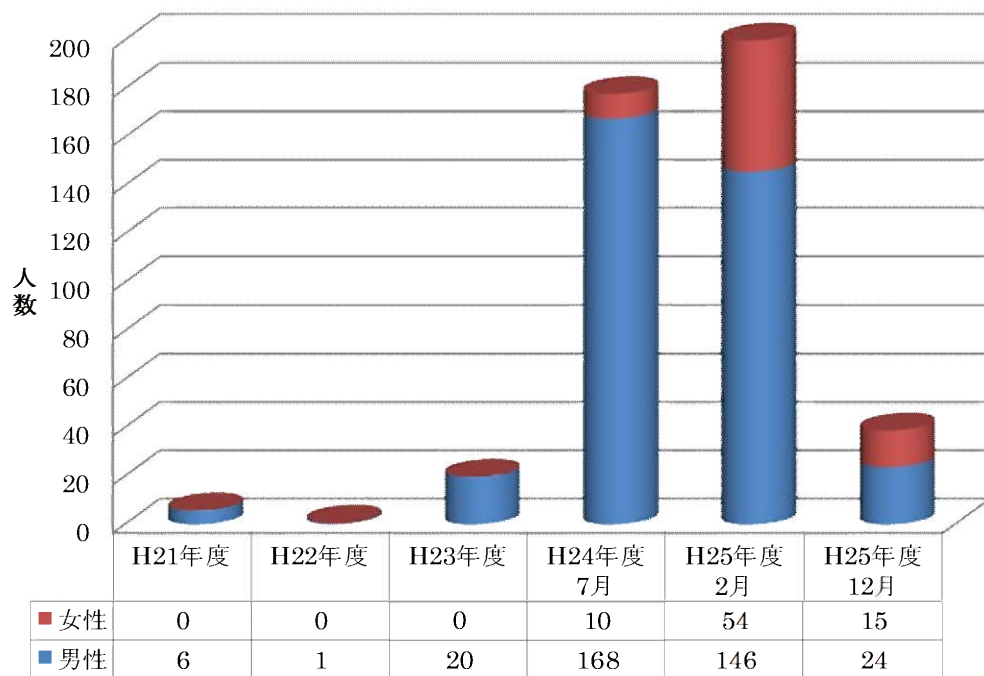
4. 自主防災組織防災訓練実施回数

平成 2 3 年度：2 7 回

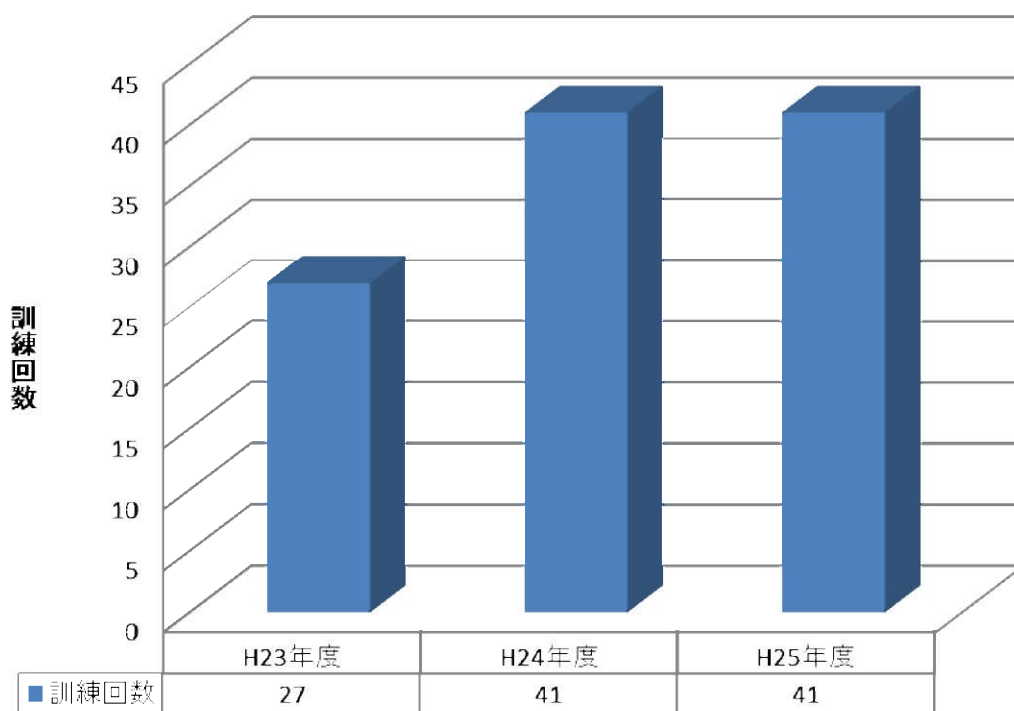
平成 2 4 年度：4 1 回

平成 2 5 年度：4 1 回

臼杵市防災士資格者



防災訓練回数（H26.3.31現在）



Ⅶ. 災害・防災に関する協定の締結状況について

(P 3 1)

No.	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	協定、覚書等の内容
1	臼杵地区災害復旧に関する覚書	H8. 7. 16	九州電力株式会社佐伯営業所(締結当時は臼杵営業所)	災害発生時、防災情報の収集・提供等について双方の対策本部が連携を保ち電力施設も円滑な復旧を図る
2	相互応援協定書	S57. 4. 1	津久見市	災害時における、応援隊の派遣等
3	災害時相互応援協定	H17. 11. 10	豊後大野市	災害時における、応援隊の派遣等
4	集団災害発生時における救急医療活動に関する協定書	H9. 2. 24	社団法人 臼杵市医師会	集団災害時における、医療班の派遣、合同防災訓練の実施等
5	災害時における応急対策業務に関する協定書	H9. 6. 24	社団法人 大分県建築業協会臼杵支部	災害時における、建設資機材及び労力等の提供
6	災害時における臼杵市と臼杵市内郵便局との間の相互協力に関する覚書	H10. 8. 4	臼杵市内郵便局	災害時における、避難・被災情報の提供、施設を避難場所や物資集積場所として提供等
7	目黒区と臼杵市との相互援助協定	H18. 3. 1	東京都目黒区	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の数材の提供、職員の派遣等
8	災害時における救援物資提供に関する協定書	H18. 5. 26	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における、地域貢献型自動販売機内の在庫製品無償提供、飲料水の優先的な提供等
9	災害時における避難場所についての協定書	H18. 10. 27	医療法人輔仁会 介護老人保健施設南山園	災害時における、避難場所の提供
10	災害時における避難場所についての協定書	H18. 12. 26	医療法人仁愛会 臼杵内科リハビリテーション病院	災害時における、避難場所の提供
11	災害時における救援物資提供に関する協定書	H20. 1. 25	臼杵運送株式会社	災害時における、物資の提供
12	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	H23. 5. 9	社会福祉法人 みずほ厚生センター	災害発生時、4 施設を高齢者・障がい者の避難場所として提供
13	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	H23. 11. 25	社会福祉法人 同心会	災害発生時、2 施設を高齢者の避難場所として提供
14	津波発生時における緊急避難施設(津波避難ビル)の使用に関する協定書	H23. 7. 3	コンフォート千代田 千代田区自主防災会(3 者協定)	津波発生時、ビルを避難場所として提供
15	臼杵市と国土交通省九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定書	H23. 9. 5	国土交通省九州地方整備局	大規模災害時、情報連絡体制の構築、現地連絡員の派遣、災害応急措置等
16	大規模災害時における臼杵市災害対策本部の移転に関する協定書	H23. 12. 15	大分県立臼杵支援学校	臼杵庁舎が被災した際、市の災害対策本部として施設を提供
17	災害時におけるL Pガスの供給等の協力に関する協定書	H23. 12. 15	大分県L Pガス協会臼津支部臼杵分会	災害時における、L Pガスの提供等
18	災害時における応急対策協力に関する協定書	H24. 2. 2	株式会社小松製作所 開発本部 試験センタ実用試験部	災害時における、建設資機材、労力、避難場所、避難物資等の仮置場及び急患搬送・物資輸送のための航空機発着場としての提供等

19	津波発生時における避難誘導に関する協定書	H24. 10. 2	下ノ江地区区会長、南日本造船(株)、下ノ江造船(株)、(株)オオツカ、(株)若林造船所	津波発生時、地元造船企業4社の職員が地域住民の避難誘導・補助等を行う
20	災害廃棄物の処理等に係る総合監理に関する協定書	H24. 10. 2	リマテック株式会社	大規模災害時に、発生した災害廃棄物(がれき)の迅速・適正な処理のため、総合監理を委託
21	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	H24. 10. 23	大分県石油販売協同組合臼杵支部	災害発生時、緊急車両等や避難所への優先的な燃料供給、災害情報等の提供等を行う
22	タクシー無線を用いた災害時情報通信に関する協定書	H24. 11. 30	臼杵タクシー(株)、富士タクシー(株)	災害時で電話等の有線通信の利用が困難な場合、タクシー事業者の無線を用いて地域情報の収集および伝達を行う
23	確認書	H25. 2. 19	中央区長会、臼杵小学校、臼杵小学校PTA	「子どもたちの命を守るとりくみ」
23	津波発生時における緊急避難施設(津波避難ビル)の使用に関する協定書(3件)	H25. 2. 27	駅前区自主防災会、ホテルあわづ江無田区、(株)マルショク、M・サンルーラル江無田管理組合	津波発生時、ビルを避難場所として提供
24	災害時の相互援助協定	H25. 2. 27	茨城県常陸太田市	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の数材の提供、職員の派遣等
25	災害時の相互援助協定	H25. 2. 27	茨城県常陸太田市	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の数材の提供、職員の派遣等
26	津波発生時における緊急避難施設(津波避難ビル)の使用に関する協定書	H25. 4. 3	レイフ・ハーメイン諏訪	津波発生時、ビルを避難場所として提供
27	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	H25. 4. 12	生活協同組合コープおおいた	災害時における応急生活物資の確保・供給について提供を行う
28	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	H25. 4. 25 H25. 5. 9	聖母の騎士会2、風連福祉会、栄仁会、医福)末広、(有)ふくすけ、(有)あすとびあ	災害発生時、6法人7施設を高齢者・障がい者の避難場所として提供
29	津波発生時における緊急二次避難施設としての使用に関する協定書	H25. 5. 8	下ノ江地区区長会、下ノ江造船(株)	津波発生時における緊急二次避難施設としての使用
30	災害時における飲料水の提供に関する協定書	H25. 5. 27	(株)伊藤園	災害時における飲料水の提供
31	確認書	H25. 11. 1	中央区長会、東中学校、東中学校PTA、カトリック臼杵幼稚園、カトリック臼杵幼稚園育友会、中央保育所、海添保育園、海添保育園多々良会	「子どもたちの命を守るとりくみ」

参考資料：臼杵市地域防災委員会名簿

		機 関 ・ 役 職 名
1	会長	臼杵市長
2	委員	国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長
3	委員	西日本高速道路株式会社九州支社 大分高速道路事務所長
4	委員	陸上自衛隊別府駐屯地第41普通科連隊第1中隊 第41普通科連隊第1中隊長 1等陸尉
5	委員	海上保安部 警備救難課長
6	委員	臼杵津久見警察署長
7	委員	大分県中部振興局長
8	委員	大分県臼杵土木事務所長
9	委員	大分県中部保健所長
10	委員	臼杵市副市長
11	委員	臼杵市教育長
12	委員	臼杵市理事
13	委員	臼杵市消防長
14	委員	臼杵市総務部長
15	委員	臼杵市ふるさと建設部長
16	委員	臼杵市福祉保健部長
17	委員	臼杵市地域振興部長
18	委員	郵便局株式会社臼杵郵便局 局長
19	委員	野津郵便局長
20	委員	臼津交通株式会社 営業課長
21	委員	九州旅客鉄道株式会社 臼杵駅長
22	委員	九州電力株式会社佐伯営業所 設備保全グループ長
23	委員	九州電力株式会社三重営業所 設備保全グループ長
24	委員	N T T 西日本 大分支店 佐伯営業所長
25	委員	臼杵市医師会長
26	委員	臼杵市議会議長
27	委員	臼杵市連合消防団 臼杵消防団長
28	委員	臼杵市連合消防団 野津消防団長
29	委員	臼杵市自治会連合会長
30	委員	臼杵市社会福祉協議会長
31	委員	臼杵ケーブルネット株式会社 制作・広報課係長
32	委員	臼杵市医師会立コスモス病院 地域医療福祉連携室 課長
33	委員	臼杵市民生委員児童委員協議会